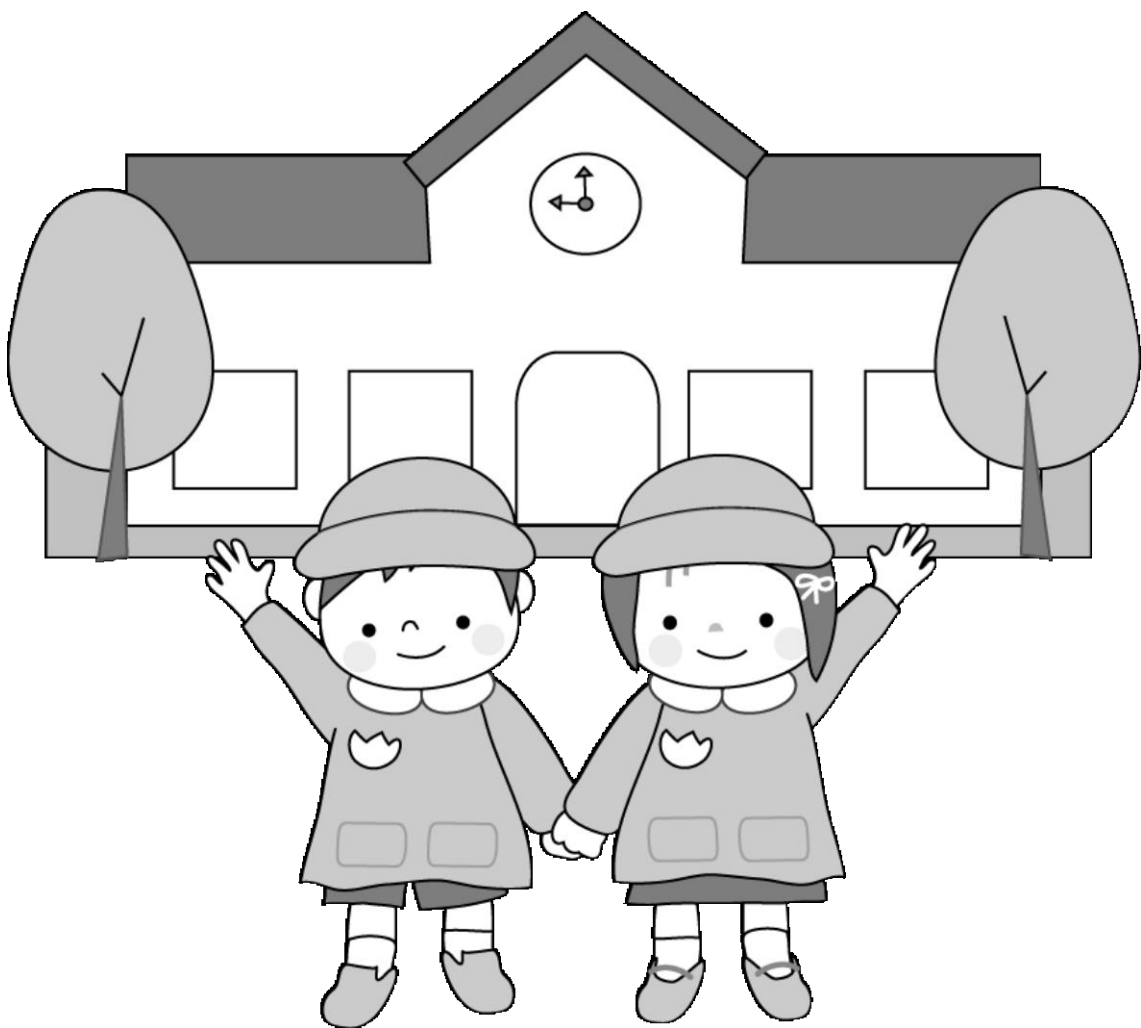


令和5年度

## こども園入園のしおり



川辺町教育委員会 教育支援課 電話 0574-53-2650

## こども園とは

こども園は、幼稚園と保育所の機能を合わせ持ち、両方の良さを効果的に取り入れた教育と保育を一体的に行う施設です。就労形態が多様化する中で、保護者の就労の有無や状況に合わせた保育時間の選択を可能とし、家庭での養育を支援します。

## 認定とは

こども園を利用する場合、お子さんの年齢、保育の必要性等により、次の1号～3号の認定を受ける必要があります。

### 1号認定（教育認定）

お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合（保育の必要性がない）

### 2号認定（保育認定）

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

### 3号認定（保育認定）

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

※2号認定、3号認定は就労時間などにより、

保育標準時間（最長11時間保育：7:30～18:30）フルタイム就労を想定

保育短時間（最長8時間保育：8:30～16:30）パートタイム就労を想定に区分されますが、

こども園でお子さんを保育する時間は、ご家庭で十分な保育ができない時間のみです。

よって、無条件に最長時間まで利用できるわけではありません。

お仕事が終わられたら直ちにお迎えにきていただくなど対応をお願いします。

※入園するクラス（年長、年中、年少、2歳児など）は令和5年4月1日現在の年齢です。

※年度途中で満3歳になっても幼児コース（1号認定）の利用はできません。

## 保育認定の事由（幼保コース・保育コース）

こども園の幼保コース（2号認定）・保育コース（3号認定）は、保護者が働いている、病気で療養しているなどのため、日中ご家庭で児童を保育することができないと認められる場合に入園することができます。

「集団生活に慣れさせるため」「近所のこどもが通っているため」という理由では入園できません。

## 保育認定の要件

|           |   |
|-----------|---|
| ① 就労      | 保護者が日常的に家事以外の仕事をしている場合<br>*1日4時間以上、月16日以上で、1か月の就労時間が64時間以上フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の内職を含みます。<br>* (収入がないものは就労ではありません) |
| ② 妊娠・出産   | 母親が妊娠中であるか、出産後間もない場合<br>*入園期間は、出産予定日から起算して産前6週（多胎の場合は8週）の属する月の初日から産後8週の翌日の属する月の末日まで以内                           |
| ③ 保護者の疾病等 | 保護者が病気、負傷または、心身の障がいがある場合  |
| ④ 疾病の看護等  | 親族が長期にわたる病気などで、常に看護や介護が必要である場合  |
| ⑤ 求職活動    | 求職活動中（起業準備を含む）、または入園後から求職活動を始める場合<br>*入園期間は、3か月以内   |
| ⑥ 虐待・DV   | 虐待・DVのおそれがある場合  |
| ⑦ 災害復旧    | 震災、風水害、火災等の災害によってその復旧にあっている場合   |
| ⑧ 就学      | 学校または職業訓練校に在学している場合   |

※1 就労時間には、通勤・休憩時間は含みません。自営・内職など自宅での就労・看護の場合、家事・育児の時間は除きます。

※2 事由によって認定期間が異なります。認定期間の終了後は退園ですが、3歳以上児については幼児コース（1号認定）、3歳未満児については定員に空きがある場合のみ私的契約児（保育料最高額）への変更もできます。

※3 ②出産の理由の場合で、育児休業・介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づく育児休業を取得し、取得時にすでに在園し、継続して保育が必要と認められる場合は、育児休業にかかる子どもが満1歳に達する日の属する月の月末まで入園できます。（ただし、年長児の場合は小学校就学前までとする）

## 利用時間等

| コース                                | 認定時間             | 利用時間                | 延長保育・預かり保育                                 | お休み   |
|------------------------------------|------------------|---------------------|--|---|
| 幼児コース<br>(1号認定)                    |                  | 8:30～15:00<br>(月～金) | (延長保育)<br>15:00～16:30<br>(16:30以降は利用できません) | 土日・祝日<br>【長期休業】<br>・夏休み(8/10～8/20)<br>・冬休み(12/27～1/6)<br>・春休み(3/28～4/4) |
| 幼保コース<br>(2号認定)<br>保育コース<br>(3号認定) | 保育短時間<br>(8時間)   | 8:30～16:30<br>(月～土) | (延長保育)<br>7:30～8:30<br>16:30～19:00         | 日・祝日<br>年末年始(12/29～1/3)   |
|                                    | 保育標準時間<br>(11時間) | 7:30～18:30<br>(月～土) | (延長保育)<br>18:30～19:00                      | 日・祝日<br>年末年始(12/29～1/3)   |

※幼児コースの延長保育、土曜保育は、各こども園へ事前に申請書の提出が必要です。

## 利用者負担（保育料 0・1・2歳児）

3歳以上児は保育料（副食費を除く）は無償です。

3歳未満児の保育料は、入園児童と世帯・生計を同じにする保護者（ひとり親家庭等で生計の主宰者が保護者の他にいる場合は、その主宰者も含まれます。）の市町村民税課税額で決定します。

保育料は月額のため、長期の欠席や警報発令による休園等での減額はされません。月途中の入・退園は日割により保育料を精算します。また、年度途中で年齢が上がっても変更はありません。

年度途中で、所得の修正申告等により町民税額が変更となった場合や世帯の状況に変更（再婚、離婚等）があった場合は、保育料が変更になることがありますので、直ちに申し出てください。年度を越えた場合は修正できませんのでご注意ください。

市町村民税等が未申告の場合は、保育料の決定ができません。収入がない場合でも、税務課で収入がないという手続き（申告）をしてください。

\*収入がない場合は「就労」とみなされませんのでご注意ください。

保育料は、「利用者負担額（保育料月額）について」を参照してください。  
また、利用に応じて延長保育料が別途必要です。

- 延長保育料 1号（幼児コース）1日300円
- 2・3号（保育コース）30分毎に100円

| 令和5年度                     |    |    |    |    |                       |     |     |     |    |    |    |    | 令和6年度 |    |    |    |    |                       |     |     |    |    |   |
|---------------------------|----|----|----|----|-----------------------|-----|-----|-----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|-----------------------|-----|-----|----|----|---|
| 4月                        | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月                    | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月    | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月                   | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | ～ |
| 令和4年度<br>市町村民税に基づく<br>保育料 |    |    |    |    | 令和5年度<br>市町村民税に基づく保育料 |     |     |     |    |    |    |    |       |    |    |    |    | 令和6年度<br>市町村民税に基づく保育料 |     |     |    |    |   |

## 給食費

3歳以上児は給食費（主食費と副食費）が必要です。（3歳未満児は保育料に含まれます。）

主食費 各こども園保護者会へお支払いいただきます。

副食費 1号認定：月額4,000円

2号認定：月額4,500円

口座振替によりお支払いいただきます。

世帯の収入、多子世帯（第3子以降）などは、副食費が免除される場合があります。（1号認定、2号認定で基準は異なります。）

対象者の判定は、保育料の算定期間と同時期に行います。また税額の変更に伴う対象者の判定についても、保育料の算定に準じて行います。

## 広域入所（管外委託）

川辺町にお住まいのお子様は、原則川辺町内のこども園に通園していただきます。ただし、やむを得ない特別な理由がある場合は、川辺町以外の保育所等へ入所を希望することもできます。ただし、入所を希望する保育所等の所在市町村が受け入れ可能である場合に限りです。

## こども園の概要

| 園名・所在地・種別                                | 電話番号    | 定員  | 対象年齢          | 開園時間              | 延長保育 | 乳児保育 | 障がい児保育 | 一時預かり |
|--|---------|-----|---------------|-------------------|------|------|--------|-------|
| 川辺町第1こども園<br>川辺町中川辺176番地<br>幼保連携型認定こども園  | 53-2128 | 160 | 概ね生後<br>6ヶ月以上 | 月～土<br>7:30～19:00 | ○    | ○    | ○      | ×     |
| 川辺町第2こども園<br>川辺町上川辺930番地4<br>幼保連携型認定こども園 | 53-5035 | 75  | 概ね生後<br>6ヶ月以上 | 月～土<br>7:30～19:00 | ○    | ○    | ○      | ×     |
| 川辺町第3こども園<br>川辺町比久見1032番地5<br>保育所型認定こども園 | 53-4578 | 125 | 概ね生後<br>6ヶ月以上 | 月～土<br>7:30～19:00 | ○    | ○    | ○      | ○     |

※川辺町第3こども園は指定管理（設置者＝川辺町、運営者＝社会福祉法人上米田福祉会）

※川辺町第2こども園の土曜保育は川辺町第1こども園で行います。（第1、第2合同保育）

※年度途中で満3歳になっても幼児コース（1号認定）の利用はできません。

入園状況（令和4年9月1日現在）

| 保育所名      | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計   |
|-----------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 川辺町第1こども園 | 2  | 11 | 18 | 29 | 37 | 28 | 125 |
| 川辺町第2こども園 | -  | -  | 3  | 15 | 10 | 11 | 39  |
| 川辺町第3こども園 | 3  | 11 | 12 | 23 | 35 | 29 | 113 |

## 乳児保育

おおむね生後6ヶ月以上の乳児で集団生活が可能と認められた場合に利用できます。

※保育教諭等の加配調整をする都合上、事前に面談をさせていただきます。

定員、保育教諭等の配置によりご希望のこども園に入園できない場合がありますのでご了承ください。

## 障がい児保育

心身に障がいのある児童でこども園の集団生活が可能と認められた場合に利用できます。

※保育教諭等を加配する都合上、事前に面談をさせていただきます。

## 一時預かり保育（第3こども園のみ）

こども園を利用していない就学前児童で、保護者の疾病、冠婚葬祭、育児疲れ解消など、一時的に家庭で保育できない場合に利用できます。

一時預かり保育ができる日数は、最大週3日かつ月12日以内、事前予約が必要となります。

時間：平日8：30～16：30、土曜8：30～12：30

料金：4時間以内1,200円、4時間超過2,000円

その他の保護者負担：給食200円／1食、おやつ50円／1回

（第3こども園へ直接お申し込みください。）

## 途中入退園をする場合

年度途中に入園をされる場合は、入園希望日の2か月前の初日から申し込みを受け付けします。入園希望前月の10日締めで入園を決定します。（先着順ではありません）

※保護者の疾病・親族の看護等、緊急性の高い理由の場合は相談に応じます。

途中退園（町外へ転出する場合も含む）をされる場合は、早めに退園届を教育委員会に提出してください。

月の途中退園の場合の保育料、副食費は日割りになります。

長期欠席された場合でも、退園しない限り保育料、副食費の支払いは発生します。

## 入園申し込み方法

- (1) 受付期間 令和4年11月7日（月）～ 令和4年11月18日（金）  
土日を除く8：30～17：15で受付します。  
上記でご都合が悪い場合は事前にお電話でお問い合わせください。  
受付期間終了後は第1回目の入園選考から除かれますのでご注意ください。
- (2) 受付場所 川辺町教育委員会教育支援課（川辺町中央公民館1階）

(3) 記入事項

記入例を参考にして正確に記入してください。

申込書は、入園を希望する児童1人に1枚記入して提出ください。

今後予定されている在園児の現況届、放課後児童クラブの入所申込みに今回の就労証明書を兼用する場合は、あらかじめコピーをとっておいてください。教育支援課、こども園ではコピーできませんのでご了承ください。

(4) 注意事項

後日、申込みの内容確認をすることがありますので、昼間ご連絡がとれる電話番号（携帯電話等）をご記入ください。

第1希望に入園できない場合があります、第2希望でも入園を希望される方は、第2希望のこども園のご記入をお願いします。（兄弟が別々になることもあります。）

※ 令和5年度の途中入園の相談も行います。

※ 入園の確約をするものではありませんのでご承知ください。

## 今後の予定

★ 11月7日～11月18日まで申込書受付

入園決定は、先着順ではありません！

★ 保育の必要量等審査 11月から12月

★ 利用調整

当初の期間中の申込みについて、各家庭の状況を総合的に審査し、利用調整します。

★ 支給認定証、内定通知書の送付（12月下旬）

支給認定証、こども園の内定通知書、1日入園のご案内を送付します。

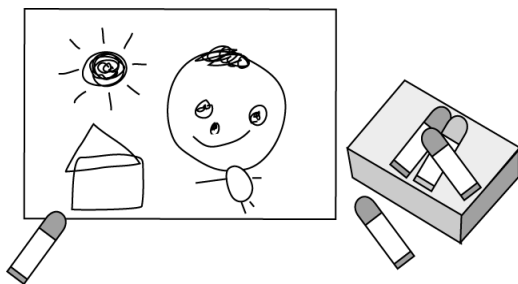
（転入予定の場合は、転入後支給認定証を送付します。）

★ 1日入園

日程は決まり次第、町HP等でお知らせします。

（都合により変更となる場合もあります）

★ 利用決定、保育料決定通知書の送付（3月）



お問い合わせ先

川辺町教育委員会教育支援課  
こども園担当

TEL : 0574-53-2650